

半田市新型コロナウイルス対策緊急特別融資利子補給補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、半田商工会議所（以下「会議所」という。）が新型コロナウイルス対策として実施する半田商工会議所利子補給制度（以下「利子補給制度」という。）に対し、補助金を交付することにより、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活動に支障を生じている中小・小規模企業の経営の維持・安定を図ることを目的とする。

(補助の対象)

第2条 補助金の交付対象は、会議所とする。

(補助の対象事業等)

第3条 補助金の対象となる事業は、会議所が利子補給制度に基づいて、半田市内に営業実態がある事業者に対して実施する事業とする。

(補助金の額)

第4条 この要綱に基づき交付する補助金の額は、会議所が利子補給制度に基づいて、対象事業者に支払う利子補給額の合計額の2分の1の額とし、予算の範囲内において市長が定めるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 会議所は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1）に必要書類を添付し、市長が定める期日までに提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、補助金の交付を決定するとともに、補助金交付決定通知書（様式第2）により会議所に通知するものとする。

(請求書の提出)

第7条 会議所は、前条の補助金交付決定通知書を受理したときは、補助金請求書（様式第3）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第8条 市長は、会議所が次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 提出書類に虚偽の事項があった場合

(2) その他市長がこの要綱の目的を達成することができないと認めた場合

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1（第5条関係）

年 月 日

半田市長 殿

所在地

団体名

代表者名

補助金交付申請書

半田市新型コロナウイルス対策緊急特別融資利子補給補助金交付要綱に基づき、下記のとおり申請しますので、補助金の交付をお願いします。

記

1. 補助金交付申請額 金 円

添付書類

- (1) 別添1 半田商工会議所利子補給制度対象事業者一覧
- (2) 各対象事業者の利息支払証明書の写し（融資金融機関発行のもの）
- (3) その他市長が必要と認める書類

別添1

半田商工会議所利子補給制度対象事業者一覧

No.	受付日	申請期間	対象事業者	事業所所在地	利子補給額 (円)
合 計					
補助金申請額 (利子補給額の合計額の 1 / 2)					

様式第2（第6条関係）

第 号
年 月 日

殿

半田市長

印

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで半田市新型コロナウイルス対策緊急特別融資利子補給補助金については、下記のとおり交付決定しましたので通知します。

記

1 補助金交付決定額 円

2 補助条件

- ・本事業の補助金は、半田商工会議所利子補給制度に充てるものであり、その他の事業に支出してはならない。

様式第3（第7条関係）

年 月 日

半 田 市 長 殿

所 在 地

団 体 名

代 表 者 名

補助金交付請求書

年 月 日付けで交付決定通知のありました半田市新型コロナウイルス対策緊急特別融資利子補給補助金について、下記のとおり請求します。

記

1. 補助金交付請求額 金 円

2. 振込口座

金融機関名	銀行 信用金庫・組合 農 協 店
口座種別	普通・当座
口座番号	
(フリガナ)	
口座名義人	